

令和元年度
福島町議会定例会
5月会議議案

説 明 資 料

福 島 町

令和元年度福島町議会定例会 5月会議議案説明資料 目次

議案 番号	件 名	頁
1	福島町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について	1
2	福島町グラスボート管理条例の制定について	4
3	町税条例の一部改正について	7
4	福島町国民健康保険税条例の一部改正について	9
5	福島町介護保険条例の一部改正について	10
6	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に基づく関係条例の整理について	12
7	令和元年度福島町一般会計補正予算(第1号)	
	事務事業別説明資料	15
	図面	17

議案第 1 号関係

福島町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の 不均一課税に関する条例の制定について

1. 条例制定の目的について

国においては、条件不利地域（半島地域及び離島地域）の活性化に向け、条件不利地域産業振興の取り組みを積極的に支援していくこととしており、条件不利地域が国等の支援措置を積極的に活用することが重要であるとしております。

こうしたことから、事業者が設備の取得、建設、改修等を行う場合に、条件不利地域に対する国税及び地方税の優遇措置を受ける前提となる産業振興に関する計画について、平成 31 年 2 月 28 日付けで認定されたことから、産業振興を図ることを目的に制定しようとするものであります。

2 対象業種及び取得価格等の要件について

不均一課税の対象となる業種及び取得価格等については、下記のとおりであります。

事業者の規模 (資本金)		1,000 万円以下	1,000 万円超 5,000 万円以下	5,000 万円超
対象		機械・装置、建物・附属設備に係る新增設		
取得 価格	製造業・旅館業	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
	農産物等販売業・ 情報サービス業等	500 万円以上		

3 不均一課税について

不均一課税の期間及び税率については、下記のとおりであります。

不均一課税をすべき年度	税率
第 1 年度	100 分の 0.14
第 2 年度	100 分の 0.35
第 3 年度	100 分の 0.7

なお、この税率軽減措置による減収分については、半島振興法第 17 条に基づき、基準財政収入額となるべき額から控除した額とされることから、3/4 が普通交付税で補てんされます。

4 制定する条例の内容について

- (1) 第1条は、条例の趣旨及び不均一課税の対象となる事業者等を規定しています。
- (2) 第2条は、不均一課税の期間及び税率を規定しております。
- (3) 第3条は、不均一課税の適用を受けるとする場合の手続きを規定しております。
- (4) 第4条は、不均一課税の要件を欠くこととなった場合や虚偽の申請等に対し、不均一課税の取り消しを規定しております。
- (5) 第5条は、この条例に関し必要な事項を規則で定めることができる旨を規定しております。

5 施行期日について

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用します。

6 施行規則について

条例施行に関し必要な事項について、次のとおり規則を制定します。

福島町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の 不均一課税に関する条例施行規則(案)

(趣旨)

第1条 この規則は、福島町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例（令和元年福島町条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条の規則で定める家屋及び償却資産)

第2条 条例第2条の規則で定める家屋及び償却資産は、条例第1条に掲げる事業の用に供する施設又は設備で、これを構成する減価償却資産の取得価格の合計額が500万円（条例第1条第1号又は第5号に掲げる事業で、資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下である法人にあつては1,000万円とし、資本金の額等が5,000万円超である法人にあつては、2,000万円とする。）以上の家屋及び償却資産で、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受けるとする（以下「適用設備」という。）。

(新設及び増設の範囲)

第3条 条例第2条に規定する新設には、次の各号の一に該当する場合を含むものとする。

- (1) 既存の事業場を有する者が、当該事業場の用地から相当の距離を隔て、かつ、独立する適用設備を設置する場合
- (2) 既存の事業場を有する者が、当該事業場の用地内において、又はこれに隣接して異種の製品の製造、若しくは加工を行う適用設備を設置する場合

(3) 休廃止されてから相当長期間にわたる期間を経過した事業場を譲り受けて、当該事業場の生産を開始する場合

2 条例第2条に規定する増設とは、既存の事業場を有する者が当該事業場の用地内において、若しくはこれに隣接して、同種の製品の製造若しくは加工を行う事業場を設置し、又は既存の事業場の基幹施設等を更新する場合（これらの場合において、製造能力の増加が無いものを除く。）をいうものとする。

(不均一課税の申請)

第4条 条例第3条の規定による不均一課税の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した固定資産税不均一課税申請書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。

- (1) 工場の所在地、事業の内容及び操業開始の年月日
- (2) 設備の所得時期、所得価格及び設備の明細並びにこれを当該事業の用に供した日及びこれに伴って増加する常用雇用者数の数
- (3) 土地については、当該土地の取得時期、面積及び取得価格の明細
- (4) その他町長が必要と認める事項

(課税の通知)

第5条 前条の規定による申請書を受理した場合は、審査の上不均一課税の適否を決定し、固定資産税不均一課税通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(届出の義務)

第6条 条例第2条の規定による不均一課税の措置を行うべき期間中に当該事業場を休止し、又は廃止したときは、その事由及び休止又は廃止の日を、当該事業場を著しく変更したときは、その事由及び変更の内容をそれぞれ当該事実が生じた日から10日以内に町長に届け出なければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

※様式は省略しております。

議案第2号関係

福島町グラスボート管理条例の制定について

1 制定の理由について

福島町グラスボートは、道南の秘境である岩部海岸を町の新たな観光資源とするためのクルーズ船として建造したものです。

町を訪れ、クルーズ船に乗船する観光客等を安全に快適に乗船できるよう適正な管理運営を図ることを目的に条例を制定するものであります。

2 施設の概要

- | | |
|----------|-------------------------|
| (1) 名 称 | 福島町グラスボート（船名：ROSE WOOD） |
| (2) 規 格 | 28 フィート型グラスボート 1.3 トン |
| (3) 船舶番号 | 第202-9629号 |
| (4) 係留場所 | 福島漁港 |

3 管理運営方法について

福島町グラスボートの管理については、将来的に指定管理者制度等による運航を目指しており、円滑な事業委託に向け、条例施行規則を制定し管理しりを行います。

4 制定する条例の内容について

- (1) 第1条は、条例の趣旨を規定しております。
- (2) 第2条は、施設の名称、規格、係留場所等を規定しております。
- (3) 第3条は、施設の使用目的を規定しております。
- (4) 第4条は、施設の管理運営方法を規定し、業務委託又は指定管理者により管理を行わせることについて規定しております。
- (5) 第5条は、施設の保全について規定しております。
- (6) 第6条は、指定管理者が行える業務について規定しております。
- (7) 第7条は、施設の利用の制限について規定しております。
- (8) 第8条は、利用者の義務について規定しております。
- (9) 第9条と第10条は、利用料と減免について規定しております。
- (10) 第11条は、損害賠償の義務について規定しております。
- (11) 第12条は、秘密保持義務について規定しております。
- (12) 第13条は、規則への委任について規定しております。

5 施行期日について

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から施行します。

福島町グラスボート管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福島町グラスボート管理条例（令和元年福島町条例第号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運航管理者)

第2条 福島町グラスボート（以下「船」という。）の運航管理者（海上運送法施行規則22条の2の3ハに規定する「運航管理者」をいう。）は、船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者とする。

2 船の管理及び使用の業務は、町及び運航委託業者又は指定管理者が行ない、産業課長が管理責任者となる。

3 運航管理者は運航日ごとに運航日誌等へ記録し、決められた期日に管理責任者へ報告しなければならない。

(運航計画)

第3条 船を条例第3条により使用する場合、運航管理者は年間使用計画書を作成し、町に提出するものとする。

2 町は、前項の使用計画書に基づき、必要な調整を行い、船の年間運航計画書を作成し、運航管理者に通知するものとする。運航計画書を変更した場合も同様とする。

(目的外利用)

第4条 船は、条例第3条の使用目的の遂行に支障を来さない限りにおいて、町の行政関係機関及び教育関係団体その他の公共団体等の業務の利用に供することができる。

(利用手続き)

第5条 船を前条により利用しようとする場合、利用者（利用機関及び団体の長）は、「グラスボート利用申請書」（別記第1号様式）により、あらかじめ町の承認を受けなければならない。

2 前項の申請を承認する場合、町は、この規則に定めるもののほか、利用に関し必要な条件を付することができる。

(操縦士)

第6条 船は、町が任命し、又は職務を命じた職員若しくは運航業務を委託した事業者をもつて運転業務に従事させるものとする。ただし、緊急の場合において町又は運航管理者が代行を認めた場合は、この限りでない。

2 操縦士及び運航管理者は、常に船の点検を行ない、常時安全に使用できる状態にしておかなければならない。

3 操縦士及び運航管理者は運航中、乗船者の安全に充分留意するほか、船内の規律保持に努めなければならない。

(事故処理等)

第7条 船の運航中に事故が生じた場合、操縦士及び運航管理者は、速やかに町へ報告し、指示を受けるほか、状況に応じて適切な措置を講じなければならない。

2 前項の事故が海難事故である場合、運航管理者は海上運送法施行規則第21条の5に規定する海上保安部等への通報などの措置を優先して行わなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるほか、船の管理について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

議案第3号関係

町税条例の一部改正について

1 改正理由について

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）の施行に伴い、町税条例（昭和30年福島町条例46号）の一部を改正しようとするものであります。

2 主な改正内容について

主な改正内容は次のとおりですが、条例改正に伴い生じた条項の追加による条項ずれ及び規定の整備についても併せて改正しようとするものです。

(1) 個人町民税関係

①個人町民税の非課税の範囲について 【令和3年1月1日施行】

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人町民税の非課税措置の対象に追加する。

*現行の町民税の非課税の範囲～障害者、未成年者、寡婦又は寡夫

②寄附金税額控除について 【令和元年6月1日施行】

特例控除額の控除対象となる寄附金について、下記の基準に適合する地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象とする。

- ・寄附金の募集を適正に実施すること。
- ・返礼品の返礼割合を3割以下とすること。
- ・返礼品を地場産品とすること。

③住宅借入金特別控除について 【公布の日から施行】

令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に住宅を取得し、居住の用に供した場合には、控除期間を現行の10年間から13年間に延長する。

なお、11年目以後の3年間については、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除限度額とする。

(2) 軽自動車税について

①環境性能割の臨時的軽減について 【令和元年10月1日施行】

環境性能割は令和元年10月1日から導入されますが、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用軽自動車を購入された場合、税率1%分が軽減となります。

環境性能割の税率(自家用軽自動車)

対 象 車	通常の税率	臨時的軽減
電気自動車等	非 課 税	非 課 税
2020年度燃費基準+10%達成車		
2020年度燃費基準達成車	1.0%	非 課 税
上記以外の車	2.0%	1.0%

②軽自動車税におけるグリーン化特例の見直しについて

(A) 平成30年度末で期限切れを迎える軽自動車税のグリーン化特例については、現行制度のまま2年間延長する。【公布の日から施行し、平成31年4月1日適用】

(B) 令和3年度～令和4年度に購入する軽自動車(自家用乗用車)については電気自動車等に限定されます。【令和3年4月1日施行】

軽減割合

自動車の燃費性能等	平成31年4月～令和3 月3月までに購入し た場合 (A)	令和3年4月～令和5 月3月までに購入し た場合 (B)
電気自動車等	75%軽減	75%軽減
2020年度燃費基準+30%達成車	50%軽減	軽減なし
2020年度燃費基準+10%達成車	25%軽減	

3 施行期日について

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用します。
ただし、上記の各項目については定める日から施行する。

議案第4号関係

福島町国民健康保険税条例の一部改正について

1 改正理由について

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(昭和33年政令第362号)等が平成31年1月25日に公布されたことに伴い、福島町国民健康保険税条例(昭和35年福島町条例第12号)の一部を改正しようとするものであります。

2 主な改正内容について

(1) 課税限度額及び軽減判定所得の改正

①課税限度額の改正(第2条第2項関係)

区 分	改正前	改正後	増 減
基礎課税分(医療保険)	58万円	61万円	3万円増
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円	—
介護納付金課税分	16万円	16万円	—
合 計	93万円	96万円	3万円増

②低所得者に係る軽減の拡充(第23条関係)

★5割軽減基準額

- ・改正前～基準額33万円+**27.5万円**×(被保険者数等)
- ・改正後～基準額33万円+**28万円**×(被保険者数等)

★2割軽減基準額

- ・改正前～基準額33万円+**50万円**×(被保険者数等)
- ・改正後～基準額33万円+**51万円**×(被保険者数等)

3 施行期日等について

(1) 施行期日について

公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用します。

(2) 適用区分について

この条例による改正後の福島町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 5 号関係

福島町介護保険条例の一部改正について

1 提案の理由について

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 118 号）及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 54 号）の施行に伴い、福島町介護保険条例（平成 12 年条例第 6 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容について

低所得者の保険料軽減強化により、所得の段階別に定められている減額賦課に係る減額幅の基準が定められたことに伴い、令和元年度から令和 2 年度までの各年度における保険料率を改正するものです。

①基準額に対する階層別に定める軽減賦課に係る保険料率

階層	所得区分	政令	現行 H27.4～	改正 H31.4～
第 1 段階	世帯非課税で生活保護、老齢福祉年金又は本人年収 80 万円	0.500	0.450	0.375
第 2 段階	世帯非課税で本人年収 80 万円を超え 120 万円以下	0.750	0.750	0.625
第 3 段階	世帯非課税で本人収入 120 万円超	0.750	0.750	0.725
第 4 段階	世帯課税で本人非課税かつ本人収入 80 万円以下	0.900	0.900	0.900
第 5 段階	世帯課税で本人非課税かつ本人収入 80 万円超	1.000 (基準)	1.000	1.000
第 6 段階	基準所得 120 万円未満	1.200	1.200	1.200
第 7 段階	基準所得 120 万円以上 190 万円未満	1.300	1.300	1.300
第 8 段階	基準所得 190 万円以上 290 万円未満	1.500	1.500	1.500
第 9 段階	基準所得 290 万円以上	1.700	1.700	1.700

②保険料

単位：円（ ）は月額

階層	所得区分	政令	現行 H27.4～	改正 H31.4～
第1段階	世帯非課税で生活保護、老齢福祉年金又は本人年収80万円	33,600 (2,800)	30,240 (2,520)	25,200 (2,100)
第2段階	世帯非課税で本人年収80万円を超え120万円以下	50,400 (4,200)	50,400 (4,200)	42,000 (3,500)
第3段階	世帯非課税で本人収入120万円超	50,400 (4,200)	50,400 (4,200)	48,720 (4,060)
第4段階	世帯課税で本人非課税かつ本人収入80万円以下	60,480 (5,040)	60,480 (5,040)	60,480 (5,040)
第5段階	世帯課税で本人非課税かつ本人収入80万円超	67,200 (5,600)	67,200 (5,600)	67,200 (5,600)
第6段階	基準所得120万円未満	80,640 (6,720)	80,640 (6,720)	80,640 (6,720)
第7段階	基準所得120万円以上190万円未満	87,360 (7,280)	87,360 (7,280)	87,360 (7,280)
第8段階	基準所得190万円以上290万円未満	100,800 (8,400)	100,800 (8,400)	100,800 (8,400)
第9段階	基準所得290万円以上	114,240 (9,520)	114,240 (9,520)	114,240 (9,520)

3. 施行期日について

- (1) 公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用します。
- (2) この条例による改正後の福島町介護保険条例の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとします。

議案第 6 号関係

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に基づく関係条例の整理について

1 条例改正の理由について

介護サービス事業者や介護保険施設の人員、設備、運営等に関する基準については、国が定めた基準に沿って条例で定めていますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の施行に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の主な内容について

(1) 福島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

①オペレーターに係る基準の見直し（第6条等）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護における、オペレーターに係る基準を見直しています。

②介護・医療連携推進会議の開催頻度の緩和（第39条）

介護・医療連携推進会議の開催頻度について、他の宿泊を伴わないサービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）に合わせて、年4回から年2回に変更しています。

③地域へのサービス提供の推進（第39条）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明確化しています。

④共生型地域密着型サービスに関する基準の新設（第4章第5節）

共生型地域密着型通所介護について、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援又は放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型地域密着型通所介護の指定を受けられるものとして、基準を設定しています。

⑤利用定員の見直し（第83条、第102条）

指定療養通所介護事業所においては、定員数を「9人以下」から「18人以下」に引き上げ、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護で行う共用型指定認知症対応型通所介護事業所における利用定員数については、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に見直しています。

⑥指定に関する基準の緩和（第222条）

看護小規模多機能型居宅介護におけるサービス供給量を増やす観点から、看護

小規模多機能型居宅介護事業所が診療所であって、利用者へのサービス適用に支障がない場合には、診療所の病床を宿泊室と兼用することができることとしています。

⑦サテライト型事業所の創設（第218条）

看護小規模多機能型居宅介護におけるサービス供給量を増やす観点及び効率化を図る観点から、新たなサービス区分として、「サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所」を創設しています。

なお、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る基準等については、サテライト型小規模多機能型居宅介護の基準に準じるものとしています。

⑧介護療養型医療施設又は医療療養病床から「特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等と医療機関の併設型）に転換する場合の特例（附則第19項、第20項、第21項）

療養病床等から、地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型特定施設へ転換する場合について特例を設けています。

⑨緊急時等の対応（第192条の2）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において、入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対して、あらかじめ配置医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めることを義務付けるものです。

⑩身体的拘束等の適正化（第145条等）

地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係るサービスにおいて身体的拘束等の適正化のため、事業者が講じるべき措置を規定しています。

⑪介護医療院の創設に伴う規定の整備（第98条等）

(2) 福島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

①共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の見直し（第9条）

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護で行う共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員数について、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入所者と合わせて12人以下」に見直しています。

②身体的拘束等の適正化（第77条）

身体的拘束等の適正化のため、事業者が講じるべき措置を規定しています。

③介護医療院の創設に伴う規定の整備（第5条等）

(3) 福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

①障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携（第4条）

障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護予防サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定介護予防支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にしています。

②医療と介護の連携の強化（第7条、第33条）

平時及び入院時における医療機関との連携を促進する観点から、平時においては、利用者の状況等についてケアマネジャーから主治の医師等への情報提供の義務付けを、入院時においては、利用者に担当ケアマネジャーの情報を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務付けることを規定しています。

3. 施行期日について

(1) 公布の日から施行します。

■議案第7号関係 令和元年度一般会計補正予算(第1号) 事務事業別説明資料

課名 産業課(農林)

議案ページ	新 継	農林水産業費 2項：林業費 6目：林道工事費	事業・事業予算名		算額		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
			補正前の額	補正後の額	補正額	補正後の額		
89	継	林内作業道整備事業費 ※図面 P17	0	21,000	21,000	道支出金 一般財源	17,500 3,500	【事業目的】 森林整備のため効率的な林内作業道を整備する。 【主な増減】 委託料4,840(設計業務委託料)、工事請負費16,160(林業専用道吉岡線開設工事費) 【事業内容等】 林内作業道新設に係る設計業務委託料及び工事請負費(吉岡線L=700m、W=3.0m)の追加

(単位：千円)

課名 産業課(商工観光)

議案ページ	新 継	7款：商工費 1項：商工費 2目：商工振興費	事業・事業予算名		算額		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
			補正前の額	補正後の額	補正額	補正後の額		
89	新	プレミアム付商品券 (消費税増税対策分) 事業費	0	14,135	14,135	国庫支出金 諸収入	13,955 180	【事業目的】 消費税・地方消費税引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券を発行する。 【主な増減】 職員手当等463(時間外勤務手当)、共済費373(社会保険料358、労働保険料15)、賃金1,224(臨時職員賃金)、旅費12(普通旅費)、需用費437(消耗品費292、コピー代20、印刷製本費125)、役員費451(通信運搬費)、委託料11,041(電子計算機システム開発委託料2,376、プレミアム付商品券交換等業務委託料8,665)、備品購入費134(電子計算機器購入費) 【事業内容等】 ①対象：低所得者(非課税者)及び子育て世帯主(令和元年9月末現在の3歳未満児)②プレミアム率：25%③一人当たりの購入上限：500円×10枚×5組(25千円分の商品券を20千円で購入)④対象者数：約1,400人⑤交換期間：令和元年9月2日～12月13日まで⑥使用可能期間：令和元年10月1日～令和2年2月14日まで

課名 産業課(商工観光)

議案ページ	新 継	7款：商工費 1項：商工費 3目：観光費	事業・事業予算名		算額		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
			補正前の額	補正後の額	補正額	補正後の額		
90	継	岩部海岸わくわくクルーズ事業費	10,634	0	10,634	使用料及び手数料 諸収入	300 △300	【事業目的】 観光分野で知名度向上を図ることを目的に、観光施設と手付かずの自然を満喫できるクルーズ船事業を結び付け、多くの観光客を呼び込む。 【主な増減】 財源繰替による 【事業内容等】 岩部海岸クルーズ船使用料の新設による

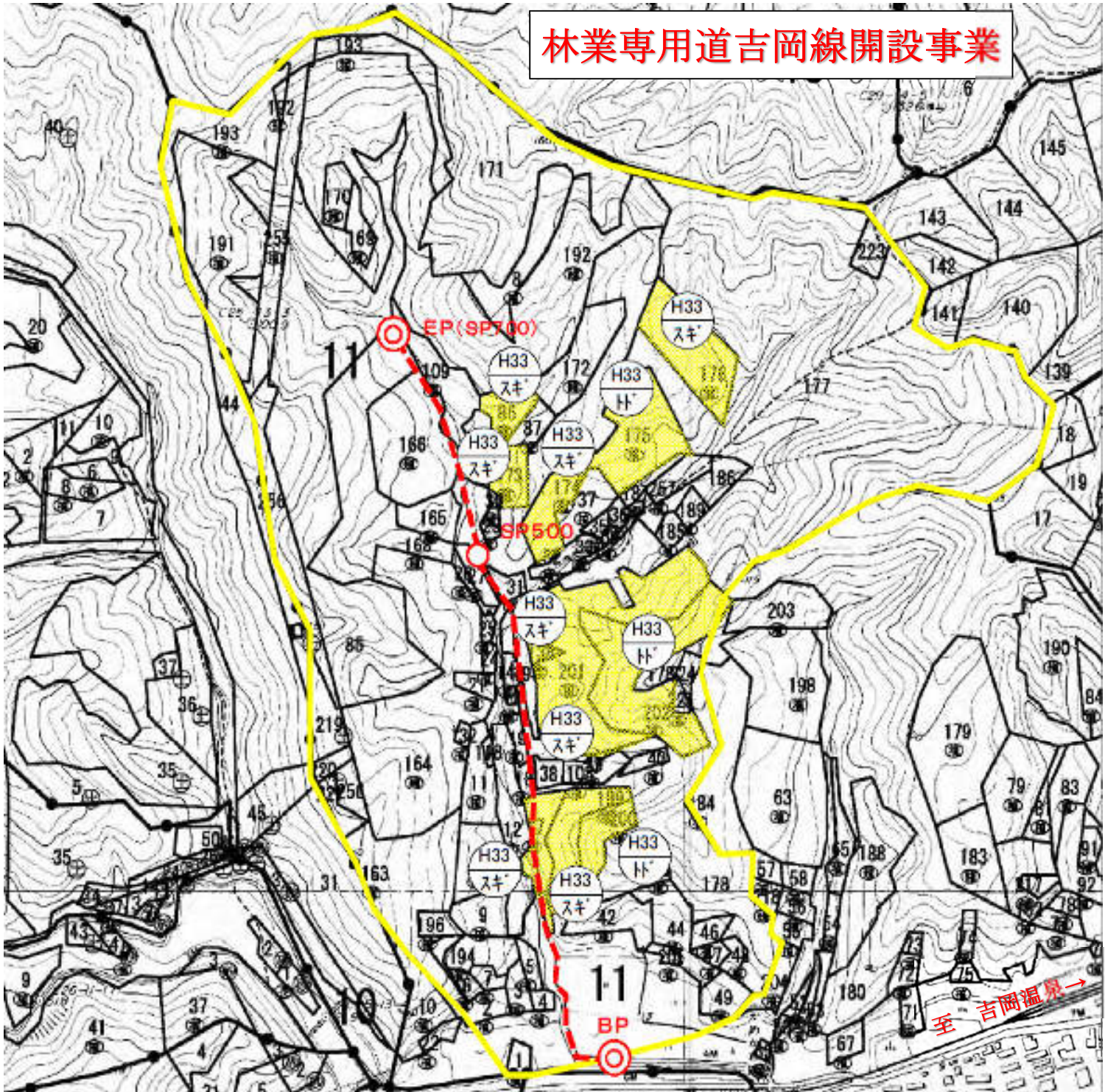
(単位：千円)

■議案第7号関係 令和元年度一般会計補正予算(第1号) 事務事業別説明資料

課名 教育委員会事務局(生涯学習)

新 議案 ページ	90	事務・事業予算名 保健体育総務費	予 算 額		財 源 内 訳	説明(事業の目的・主な増減等)
			補正前の額 4,143	補正額 300		
1.0款:教育費 5項:保健体育費 1目:保健体育総務費			4,443	300	300	(単位:千円)
			4,443		一般財源	【事業目的】 社会体育の総合的な推進
						【主な増減】 負担金・補助及び交付金300(任意団体助成金)
						【事業内容等】 令和元年7月14日に当町で開催される第74回国民体育大会相模競技北海道ブロック予選大会開催に伴う福島町相模協会への助成金の追加(プログラム印刷及びトロフィー等の購入経費)

林業専用道吉岡線開設事業



凡 例	
計画林道
既設林道	————
計画作業道
既設作業道	————
利用区域	黄色塗り
国有林	紫色塗り
保安林	オレンジ塗り
主伐(造林・保育)	赤塗り
間伐	黄色塗り
造林(保育)	緑塗り
保育	茶塗り
その他	青塗り